

町名変更のお知らせ

北西部土地区画整理事業の換地処分に伴い、2月1日に町名を次のとおり変更しました。このことにより、住所または本籍が変更となった人に同日、「住所表示変更等のお知らせ」はがきを送付しましたので確認ください。

【臨時窓口を開設します】

町名の変更に伴い、諸手続きに必要な下記の発行事務のため臨時窓口を開設します。

開設日時 2月12日(日)9:00~17:00

受付 市民課窓口

業務内容 住所表示等変更証明書の発行
通知カード、マイナンバーカード、写真付住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書の住所変更、電子証明書(公的個人認証)の住所変更、地番変更証明書の発行、住所変更通知専用はがきの交付

※マイナンバーカード、電子証明書(公的個人認証)の住所変更手続きには本人が来庁してください

※住民票、戸籍などの発行はできません

※住所変更に伴う必要な手続きについては、1月中旬に町名変更の対象地区へ送付した「町名変更のお知らせ」パンフレットを見てください

【変更後の町名の表示】

| 変更前の町名 | 変更後の町名 |
|---------|-----------------------------|
| 三日市町 | 三日市一丁目、三日市二丁目、三日市三丁目 |
| 二日市町の一部 | 二日市二丁目、二日市三丁目、二日市四丁目、二日市五丁目 |
| 徳用町 | 徳用一丁目、徳用二丁目、徳用三丁目 |
| 郷町の一部 | 郷一丁目、郷二丁目 |

☎ 総務課 ☎ 227 - 6026
市民課 ☎ 227 - 6046



各公共施設の 利用時間区分が変わります

平成29年4月1日より下記の公共施設の利用時間区分が、現行の「午前・午後・夜間・終日」の4区分から、「1時間単位」に変更となります。

施設名

中央公民館(野々市公民館)・富奥防災コミュニティセンター(富奥公民館)・郷公民館・押野公民館・女性センター・文化会館フォルテ(ホール関連施設を除く)・市防災コミュニティセンター(本町一丁目)

料金など詳細については、各施設のホームページで確認してください。(市防災コミュニティセンターは除く)

☎ 直接各施設へ、もしくは文化会館フォルテについては

文化課 ☎ 227 - 6121

市防災コミュニティセンターについては

環境安全課 ☎ 227 - 6051

その他の施設については

生涯学習課 ☎ 227 - 6116

スポーツ推進委員募集

スポーツに深い関心と理解を持ち、ボランティア精神と熱意を持って助言・指導・協力できる人を募集します。



■業務内容

◇月1回の定例会 ◇教育機関や行政機関の行うスポーツ行事に協力 ◇スポーツ振興企画立案への参画 ◇知識と技術を習得するための各種研修会などへの参加 ※年間一定額の報酬を支給

■募集人数 若干名

■応募資格 18歳~60歳の市民

■任期 平成29年4月1日~平成30年3月31日

■提出書類

①応募申込書

②小論文(200~400字程度、用紙任意)

「市民のスポーツ活動を推進するための方法」

※応募申込書は市ホームページ、市民体育館、市スポーツセンター、市スポーツランドで配布

■受付期間 2月28日(火)まで

☎☎ 詳しくはスポーツ振興室(市民体育館内)

☎ 248 - 1442